

公告

京都市立病院への患者送迎バス広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

平成 29 年 3 月 10 日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 森本 泰介

施設概要	名称	京都市立病院
	所在地	京都市中京区壬生東高田町 1 - 2
	設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため
	開院日、休院日	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は通常診療受付を行っていない。ただし、救急等については365日受付を行っている。
	開院時間	通常診療時間：午前8時30分から午後5時15分まで 救急外来：24時間
	年間利用者数	約30万人(平成27年度延べ外来患者数)
広告の規格	内容	車内広告(モニター含む)及び車外広告を掲示します。(広告内容については別途協議)
	掲載場所	京都市立病院患者送迎バス車内及び車外
	大きさ	車内広告 B3サイズ 車外広告 A5サイズ
	色数	いずれもフルカラー
	枠数	車内広告 約12枠 車外広告 スペースを考慮したうえで、別途協議
掲載条件	広告料金(税込)	車内・車外広告すべてに広告を掲載する場合の予定価格を年額725,760円以上(月額60,480円以上)とします。ただし、個別に掲載することも可能であり、別途協議します(例 車内広告+車外ステッカー)。 内訳 車内広告 2カ所 16,200円以上 車外ステッカー 2カ所 11,880円以上 モニター(動画) 1広告 16,200円以上 時刻表掲載 16,200円以上
	掲載(契約)期間	平成28年度に契約した事業者は平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年間) 平成29年度に契約した事業者は契約した翌月初日～平成30年3月31日
	広告物の掲載方法	車内広告については、壁面にはめ込んでいただきます。車外広告については、乗降口付近に貼付していただきます。(設置方法については別途協議)。

	広告物の作成主体	広告物は、契約者において作成していただきます。
	広告物の掲載主体	広告の取付及び撤去作業については、京都市立病院事務局にて行います。
	広告物の提出期限	広告の掲載を開始する日の前日までに事務局に提出していただきます。
広告の範囲	関係規定 (必ずお読みください)	京都市広告掲載基準第2条及び第3条
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	葬儀、墓地、墓石関連事業者の広告は掲載できません。
申込手続等	申込資格	<p>提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体（広告代理店等による提案も可能です。）とします。ただし、次に掲げる①～⑥の事項のいずれかに該当する者は提案者となることができません。</p> <p>① 京都市広告掲載基準第2条の規定に該当する者</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他の団体にあつては、代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）</p> <p>③ 市税その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者</p> <p>④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>⑤ 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて広告の掲載をしようとする者 ※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。</p> <p>⑥ 京都市競争入札取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止の措置を受けている者。</p>
	申込方法	別紙「広告掲載申込書」に、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に御提出ください。 郵送する場合は、簡易書留にてお送りください。
	申込期間	平成29年3月10日（金）から平成30年2月10日（金）まで。 書類の受付は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。
	広告掲載の決定方法	広告掲載スペース等を勘案して契約の相手方とします。
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。 ・ 広告掲載までに、広告原稿案の事前審査を受けていただき、承認を受けていただきます。 ・ 申出により、掲載期間中の広告の差替えが可能です。

	お申込み・お問い合わせ 先	京都市立病院事務局 業務推進担当 〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2 電話番号 075-311-5311 FAX 075-321-6025
--	------------------	---